

東京都消費生活条例施行規則の改正について

1 概要

以下の関係法令の改正に伴い、東京都消費生活条例施行規則（以下「条例施行規則」という。）の所要の改正を行う。

- (1) 特定商取引に関する法律及び同施行規則の改正
 令和 3(2021)年 6 月 16 日 一部を改正する法律公布
 令和 4(2022)年 1 月 4 日 施行規則を改正する命令公布
 同年 6 月 1 日から改正法及び改正施行規則が施行
- (2) 民法の改正
 平成 29(2017)年 6 月 2 日 一部を改正する法律公布
 令和 2 (2020)年 4 月 1 日から一部の規定を除き改正法施行

2 改正が必要な条項及び改正内容

上記 1 に挙げた法令改正に係る条例施行規則の条項及び改正すべき内容は以下のとおりである。

第 5 条の 3

三 特定商取引に関する法律施行規則（昭和 51 年通商産業省令第 89 号）第 16 条第 1 項第 1 号に規定する電子契約（以下単に「電子契約」という。）の申込みの際し、当該電子契約に係る電子計算機の操作が当該電子契約の申込みとなることを、消費者が容易に認識できるように表示せずに、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

| 現行 | 改正案 | 考え方 |
|---|--|---|
| 特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号） <u>第16条第1項第1号</u> に規定する電子契約（略） | 特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号） <u>第16条第1項</u> に規定する電子契約（略） | 特定商取引に関する法律施行規則の改正において、第16条第1号から第3号までが削除されたことに伴い、規定整備を行う。 |

※改正案は法規担当部署との調整により、変更の可能性あり

第8条

八 債務不履行若しくは債務履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物の瑕疵により生じた消費者に対して事業者が負うべき損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は瑕疵に係る事業者の修補責任を一方的に免責させる条項を設けた契約を締結させること。

| 現行 | 改正案 | 考え方 |
|---|--|---|
| 債務不履行若しくは債務履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物の瑕疵により生じた消費者に対して事業者が負うべき損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は瑕疵に係る事業者の修補責任を一方的に免責させる条項を設けた契約を締結させること。 | 債務不履行若しくは債務履行に伴う不法行為により生じた消費者に対して事業者が負うべき損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は引き渡された目的物が種類、品質若しくは数量に関して契約の内容に適合しないものであるときにおいて修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しにより履行の追完をする事業者の責任を一方的に免責させる条項を設けた契約を締結させること。 | 現行の条文中「契約の目的物の瑕疵」は「契約不適合」と同等であるところ、民法改正により、契約不適合は債務不履行の一態様として整理されたため「若しくは契約の目的物の瑕疵」の部分が不要となった。 修補責任については、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完等を行う責任まで含む内容に改められた。これらの改正に伴い、規定整備を行う。 |

※改正案は法規担当部署との調整により、変更の可能性あり

第11条

二 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、口頭による行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として、又は消費者のクーリング・オフの権利の行使を妨げる目的で消費者の自発的意思を待つことなく商品若しくはサービスの使用若しくは利用をさせて、契約の成立又は存続を強要すること。

| 現行 | 改正案 | 考え方 |
|---|--|---|
| 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、口頭による行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として (略) | 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、口頭による行使を認めておきながら、後に書面又は電磁的記録によらないことを理由として (略) | 特定商取引に関する法律の改正において、「書面」が「書面又は電磁的記録」に改正されたことに伴い、規定整備を行う。 |

※改正案は法規担当部署との調整により、変更の可能性あり